

廃棄物の適正な処理に向けて

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において制定されました。その後、経済活動の拡大に伴う廃棄物排出量の増大や深刻な最終処分場不足、不法投棄の社会問題化などの諸課題に対応するため平成3年に大幅に改正が行われ、以降、社会情勢の変化に応じて政省令を含め頻繁に改正が行われています。

この冊子は、同法の概要について、産業廃棄物を中心にまとめたものです。

○ 道では、平成27年3月、法に基づく「北海道廃棄物処理計画〔第4次〕」を策定し、平成31年度を目標年度に、産業廃棄物の排出量39,000千トン以下、再生利用率57%以上、最終処分量570千トン以下となるよう、道民、NPO、事業者、行政等との連携・協働のもと、それぞれの地域特性に応じた取組を進めることとしています。

○ 事業活動に伴って生ずる廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、できるだけ自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を優先した廃棄物処理が必要であり、各事業者には、環境に配慮した事業活動に努めるとともに、法令遵守の徹底が求められています。

このため、道では、事業者の取組の支援に向けて、排出事業者が産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの施設設備を導入する場合の支援や、企業へのリーガルアドバイザーの派遣等を実施しています。

◇ 本文中において、「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、「令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、「規則」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）のことを指します。

この冊子の内容をはじめ、各種様式、最新の情報をホームページで提供しております。是非ご覧ください。

アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaiyetu_menu.htm

も く じ

1	廃棄物とは	1
2	廃棄物の種類	2
3	廃棄物の処理に係る排出事業者責任とは	4
4	産業廃棄物の処理とは	8
5	産業廃棄物の委託処理と処理業の許可について	9
6	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について	14
7	産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について	17
8	産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは	18
9	産業廃棄物の保管とは	22
10	産業廃棄物の中間処理とは	25
11	産業廃棄物の埋立てとは	26
12	廃棄物処理施設の設置手続き等に関する事項	30
13	廃棄物処理施設の構造・維持管理に関する事項	35
14	再生利用について	37
15	PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管と処理について	38
16	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画とは	40
17	不法投棄及び不法焼却等に関する事項	41
18	石綿（アスベスト）廃棄物の処理について	42
19	「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」とは	43
20	「北海道廃棄物処理計画〔第4次〕」について	46
21	循環資源利用促進税について	48
資料1	廃棄物処理法の罰則	49
資料2	産業廃棄物処理委託契約書（例）	53
資料3	産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けについて	57
資料4	環境省令で定める廃棄物であることを証する書面（例）	58
参考資料1	建設工事現場から排出される廃棄物の例	60
参考資料2	建設リサイクル法について	61
参考資料3	自動車リサイクル法について	62
参考資料4	廃棄物に関する問合せ先	65